○防衛省告示第三十号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、鹿屋飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

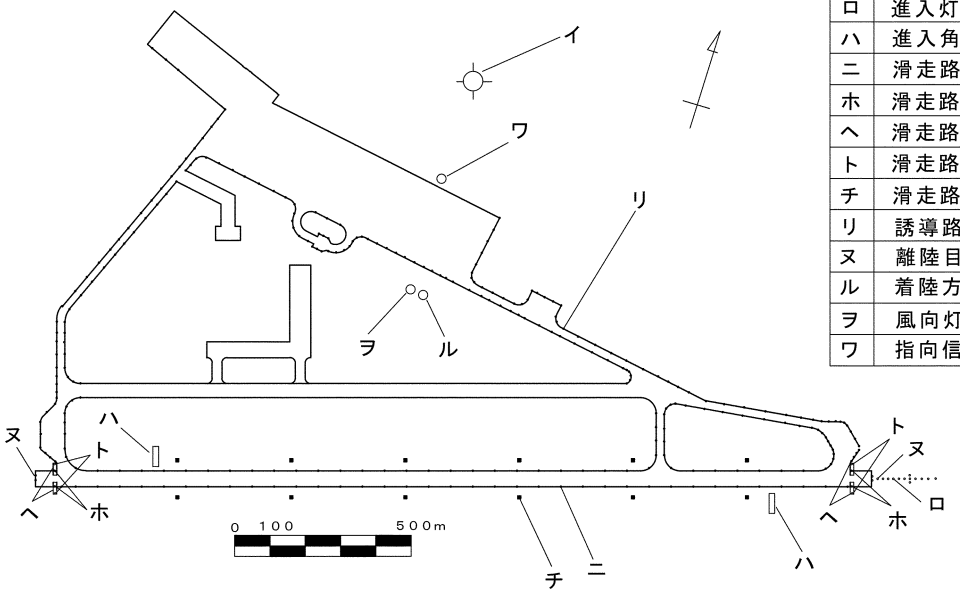
一　昭和三十三年防衛庁告示第百九十五号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項第二号中「二千七百二十二メートル」を「二千四百八十七メートル」に改め、同項第三号中「約十七万一千八百平方メートル」を「約二十二万四千平方メートル」に改める。

二　昭和三十三年防衛庁告示第百九十六号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一図を次のように改める。

鹿屋飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	進入灯
ハ	進入角指示灯
ニ	滑走路灯
ホ	滑走路末端灯
ヘ	滑走路末端補助灯
ト	滑走路末端識別灯
チ	滑走路距離灯
リ	誘導路灯
ヌ	離陸目標灯
ル	着陸方向指示灯
ヲ	風向灯
ワ	指向信号灯

○防衛省告示第三十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、旭川飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十三年防衛庁告示第百六十三号の一部を次のとおり変更する。

第四項第二号中「百四十三メートル」を「百四十六メートル」に、「十三メートル」を「十五メートル」に改め、同項第三号中「約八百平方メートル」を「約一万七千九百五十平方メートル」に、「転圧芝」を「コンクリート舗装」に改め、同項第四号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に、「飛行場灯台有り」を「飛行場灯台あり」に改める。

二　昭和四十二年防衛庁告示第十一号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「旭川飛行場燈火」を「旭川飛行場灯火」に改める。

㈡　第三項を次のように改める。

三　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
飛行場灯台	白熱電灯白緑閃交光十秒毎に二閃光（五秒毎に白緑各一閃光）	白百二十万カンデラ、緑十八万カンデラ	飛行場内北方明弧全度
指向信号灯	赤、緑又は白の任意の信号光を発する。	航空白十八万カンデラ	管制塔内

㈢　第四項中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に、「必要な場合。」を「必要な場合」に改める。

㈣　第五項中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に、「燈火」を「灯火」に、「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質」を「灯質」に、「白熱電燈」を「白熱電灯」に改める。

㈤　第一図を次のように改める。